

税関の概況

関税局・税関の3つの使命

安全・安心な社会の実現

- テロ関連物資の取締り
- 不正薬物の取締り 等

適正かつ公平な関税等の徴収

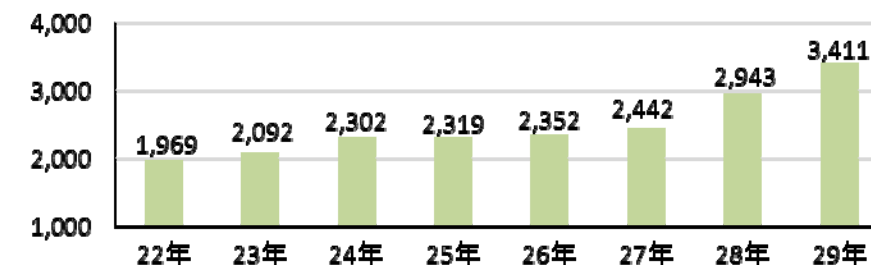
- 関税・消費税等の賦課・徴収
- 輸入事後調査 等

貿易円滑化の推進

- 認定事業者(AEO)制度
- IT化
- 貿易交渉の推進 等

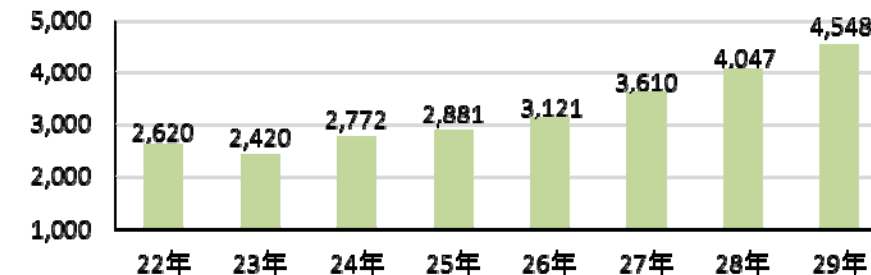
< 輸入許可・承認件数の推移 >

(単位:万件)



< 入国旅客数の推移 >

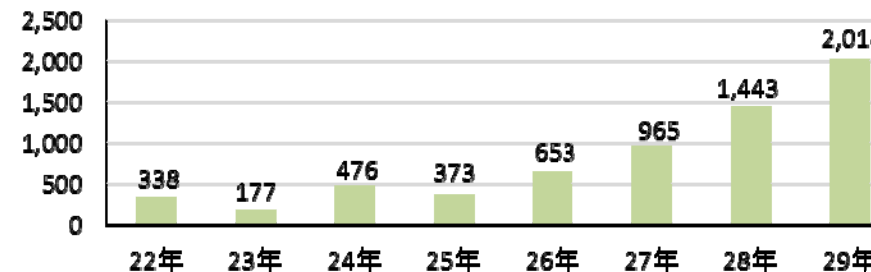
(単位:万人)



(注)「法務省出入国管理統計年報」に基づき作成(平成29年については速報値)

< 外国船社が運航するクルーズ船の寄港回数の推移 >

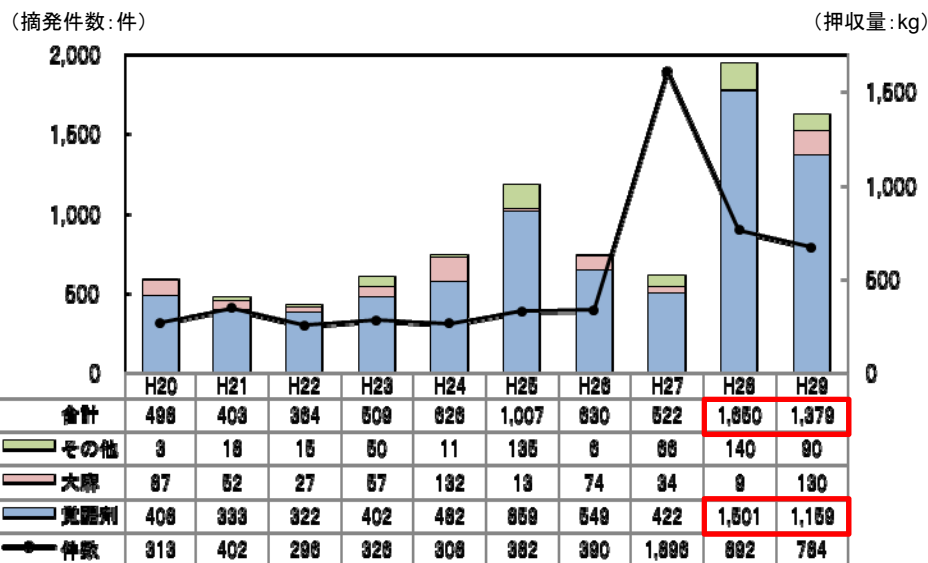
(単位:回)



(注)国土交通省報道発表に基づき作成(平成29年については速報値)

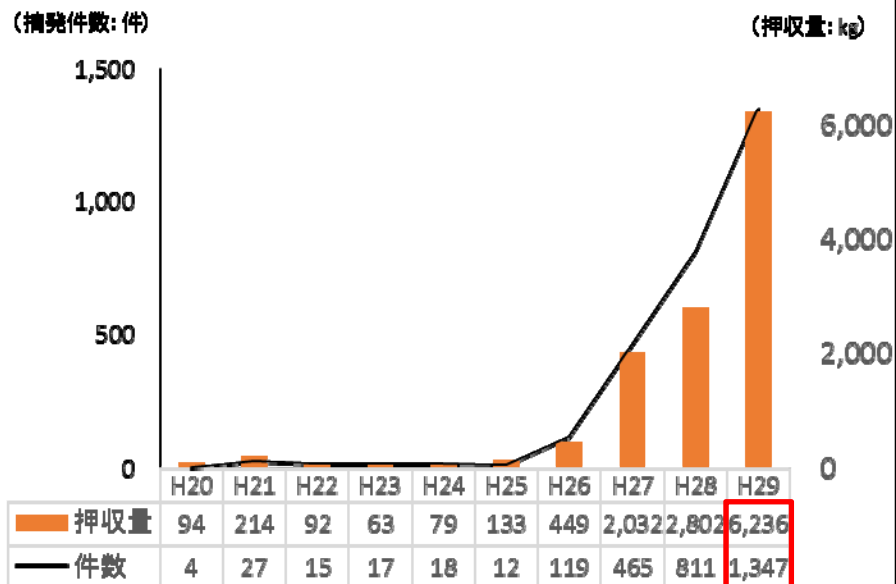
税関をめぐる状況(参考)

< 不正薬物の摘発件数と押収量の推移 >



(注) その他とは、あへん、麻薬(ヘロイン、コカイン等)、向精神薬及び指定薬物をいう。

< 金地金密輸件数・押収量の推移 >

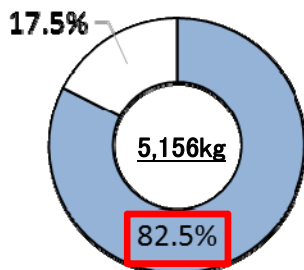


(注) 平成29年の押収量については速報値

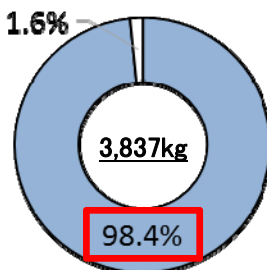
< 国内押収量に占める密輸押収量の割合 >

不正薬物全体についての国内押収量全体に占める密輸押収量の割合は8割を超え、覚醒剤については9割以上を占める。

不正薬物全体(平成24~28年累計)



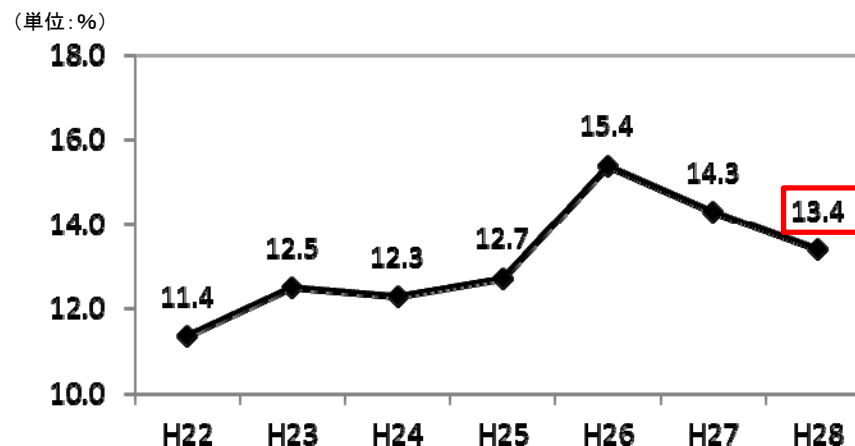
覚醒剤(平成24~28年累計)



(注1) 平成24年から28年までの過去5年間における不正薬物(覚醒剤、大麻、麻薬類(ヘロイン、コカイン、あへん))の国内全押収量(厚生労働省統計)中、密輸押収量(税関が摘発した事件、または警察等関係機関が摘発した事件で税関が関与したものに係る押収量)の占める割合。

(注2) 関係機関による実績等外的要因による変動が大きいため、過去5年間の平均値で把握。

【租税及び印紙収入に対する税関収納額の割合の推移】



密輸摘発事例

(事例1)

平成28年2月、門司税関等は、関係機関と共同で、東シナ海の海上において船籍不詳の船舶から受け取り徳之島の漁港に陸揚げされた覚醒剤 約100kg (末端価格：約70億円)を発見、摘発した。



(事例2)

平成28年5月、沖縄地区税関は、関係機関と共同で、那覇港に入港した外航ヨットに対する許可状に基づく捜索において、船底部及び客室床下に隠匿されていた覚醒剤 約600kg (末端価格：約420億円)を発見、摘発した。



(事例3)

平成29年5月、門司税関等は、関係機関と共同で、東シナ海海上で船籍不明の船舶から受け取り佐賀県唐津港に陸揚げされた金地金 約206kg (約9億3千万円相当、脱税額7千4百万円)を発見、摘発した。



(事例4)

平成29年8月、横浜税関等は、関係機関と共同で、日本の東方沖で船籍不詳の船舶から受け取り茨城県内の港に陸揚げされた覚醒剤 約475kg (末端価格：約300億円)を発見、摘発した。



監視艇の概要

○概要

税関の監視艇は、海港等における密輸や漁船等を利用した洋上取引への対処、それら密輸行為の抑止、沖合に停泊している外国貿易船での臨船手続や離島等における情報収集の際の交通手段といった機能を担っている。

税関監視艇における主な業務

《大口密輸事犯への対処等にあつては、海上保安庁とも連携しつつ実施》



洋上追尾、密輸事件への対処



海上巡回による不審事象や不審船舶の発見、
船舶の動静監視



沖合に停泊している外国貿易船での臨船手続



離島及び不開港における情報収集


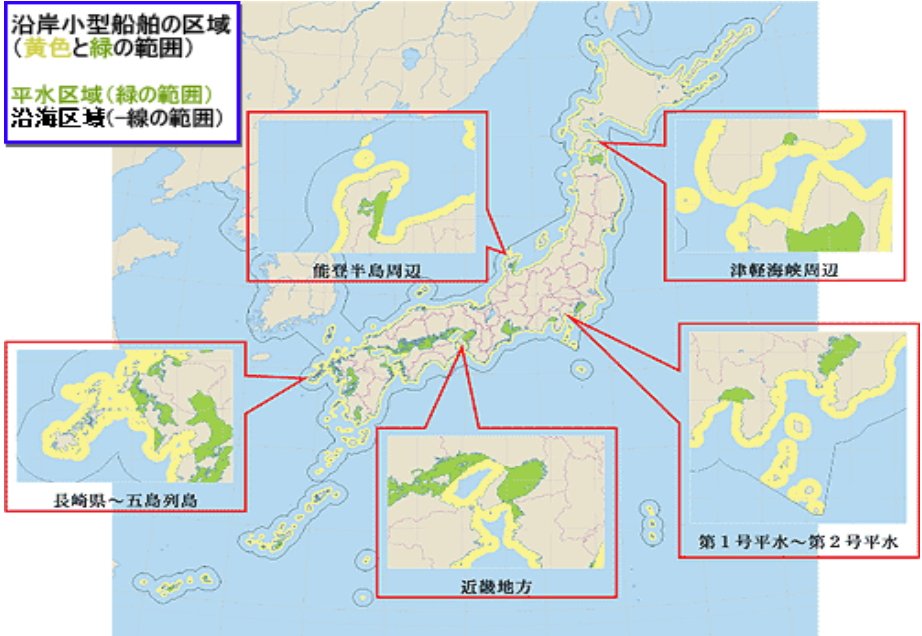
監視艇の配備状況

○配備状況

平成30年4月1日現在、全国に29艇を配備している。

	大型監視艇	中型監視艇	小型監視艇
全長	38m程度	28m程度	20m程度
主な航行区域	沿海区域及び近海区域 (外国の領海を含まない。)	沿海区域	平水区域及び 限定的な沿海区域
監視艇			
艇数	5艇	16艇	8艇

監視艇の航行海域

近海区域	沿海区域	平水区域
船舶安全法施行規則 第1条第8項	船舶安全法施行規則 第1条第7項	船舶安全法施行規則 第1条第6項
東経175度、南緯11度、東経94度、 北緯63度の線により囲まれた水域	概ね本邦、樺太本島及び朝鮮半島 の各海岸から20海里以内の水域	湖、川及び港内等の水域
<p>東経175度、東経94度、 北緯63度、南緯11度の線で囲まれた水域</p> 	 <p>沿岸小型船舶の区域 (黄色と緑の範囲) 平水区域(緑の範囲) 沿海区域(一線の範囲)</p> <p>能登半島周辺 津軽海峡周辺 長崎県～五島列島 近畿地方 第1号平水～第2号平水</p>	

(参考)

我が国の海岸線の長さは、世界第6位(29,751km)

※ 1位:カナダ、2位:インドネシア、3位、グリーンランド、4位ロシア、5位フィリピン、6位: **日本**

成果目標及び成果実績(アウトカム)、活動指標及び活動実績(アウトプット)見直し

	改正案	現行
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	(アウトプットに移行)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監視艇の総稼働時間 (前年度実績を維持)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不審事象等の発見件数 (前年度実績を維持) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不審事象等の発見件数 (前年度実績を維持)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運航計画日数に対する実稼働日数の割合 (達成率100%を目標) 	(新設)
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監視艇の配備艇数 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監視艇の配備艇数
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監視艇の総稼働時間 	(アウトカムから移行)

行政事業レビューの論点への対応状況

- 論点1:税関監視艇は効果的・効率的に活用されているのか(海上保安庁との役割分担等を含む)。
- 論点2:ランニングコスト(定期検査や維持管理費など)について、コスト削減に努めているか。

(参考)平成26年度外部有識者会合における所見

不正輸入のルートの実態の変化に合わせ、引き続き重点配置、効率化等の検討を行うこと。また、引き続き運用コストの削減に取り組むこと。

対応状況

効果的・効率的な活用

配置の方向

- ・密輸リスクの高い海域に大型監視艇又は中型監視艇を重点配備。
- ・機動的監視体制の構築等による小型監視艇の統廃合。



平成29年度には、限定的な海域における監視艇1艇を削減。

コストの削減

維持管理費

- ・故障発生時の修繕や部品取替、船側の塗装などは可能な限り船舶職員が実施することで経費を節減。
- ・船体の維持のために必要な船底の清掃、塗装等(維持上架作業)の実施を原則年1回に制限。

法定検査

- ・検査時の交換部品等についても、安全航行に支障のない範囲で継続して使用。

更新(代替建造)

- ・監視艇の更新は、稼働状況、保全状況等を勘案し20年程度を目処。(法定15年)

船舶建造における契約実績など

○船舶建造における一者応札の概要

税関の監視艇の建造調達については、一者応札となった実績があるが、過去の入札参加事業者などにヒアリングを行った結果、他の契約を受注していたため、入札参加を見送ったとのことであった。

また、税関の監視艇は安全航行に必要な性能に加え、取締上必要な機器については別途調達して搭載しているなど、一者に限定されるような建造仕様とはなっていない。

(参考1) 船舶建造における契約実績

税関	調達年度	応札者数	一者応札理由
長崎	28年度	1	過去応札事業者が他の契約を受注していたため。
大阪	28年度	2	—
函館	27年度	1	過去応札事業者が他の契約を受注していたため。
横浜	26年度	2	—
函館	25年度	3	—
門司	25年度	1	入札参加希望者が参加資格を満たしていなかったため。

(参考2) 建造費及びランニングコストの実績額推移

(単位: 税抜/百万円)

建造費	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
①中型艇	350					
②中型艇	191	198				
③中型艇		199	199			
④中型艇			211	211		
⑤中型艇				191	191	
⑥大型艇				368	368	735

(単位: 税抜/百万円)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
ランニングコスト(※)	1,093	1,083	1,014	926	1,033
艇数	30	30	30	30	30
1艇あたりコスト	36.4	36.1	33.8	30.9	34.4

(※) 燃料費、法定検査費、故障修繕費、維持管理費等

※ なお船舶建造にあたっては、高速安定性に優れた船型の導入により、船体抵抗を減少(燃費向上も)。

政策評価との関係

■平成29年度財務省政策評価書(案)における政策目標

政策目標5-3:関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに
税関手続における利用者利便の向上

施策 :政5-3-2:社会悪物品等の密輸阻止

:政5-3-5:税関行政に関する情報提供の充実

測定指標:定量的指標と目標値

- ① 政5-3-2-A-1:不正薬物の水際取締量の割合 増加又は前年並み
- ② 政5-3-5-A-4:密輸取締り活動に関する認知度 85%



貿易円滑化の推進が要請されている一方で、密輸手口の巧妙化を背景に、不正薬物、銃器をはじめ、テロ関連物資、知的財産侵害物品等の社会の安全・安心を脅かす物品等の密輸出入に対して、より一層厳格な水際での取締りが要請されており、これらをより高いレベルで両立させることとしている。

○施策:政5-3-2については、上記の実績値は確定していないものの平成29年における不正薬物全体の押収量が高水準であることなどから、「目標達成」との評価見込みとなっている。

○施策:政5-3-5については、上記の目標値を達成できなかったことから、「進展が大きくない」との評価見込みとなっている。